

## 「定款」の一部変更案

変 更 案	現 行
<p>(定義) 第2条の2 (1) (略) (2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令(以下「施行令」という。)第16条の4第2項第1号イ(法第2条第24項第2号に規定する施行令のうち資金決済に関する法律第2条第5項に規定する電子決済手段に関連するものを除く。)からハに規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引(有価証券に関連するもの、施行令第1条の17に規定する電子決済手段に関連するもの、法第2条第24項第3号の2に規定する暗号等資産に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。)をいう。 (3) (略) (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第1号イ(法第2条第24項第2号に規定する施行令のうち資金決済に関する法律第2条第5項に規定する電子決済手段に関連するものを除く。)からハまでに掲げる取引と類似の取引又はその他の外国市場デリバティブ取引(有価証</p>	<p>(定義) 第2条の2 (1) (略) (2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令(以下「施行令」という。)第16条の4第2項第1号イからハに規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引(有価証券に関連するもの、法第2条第24項第3号の2に規定する暗号資産に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。)をいう。 (3) (略) (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引(有価証券に関連するもの、法第2条第24項第3号の2に規定する暗号資産に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに</p>

変 更 案	現 行
<p>券に関連するもの、<u>施行令第1条の17に規定する電子決済手段に関連するもの</u>、<u>法第2条第24項第3号の2に規定する暗号等資産</u>に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。)をいう。</p> <p>以下略</p>	<p>当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。)をいう。</p> <p>以下略</p>